

監査報告書

連盟規約第 11 条第 6 項の規定に定める職務に基づき、全国老人保健施設連盟が令和 6 年度中に執行した業務及び会計について監査した結果、規約及びその他諸規程並びに政治資金規正法の定めるところに従い、公正かつ適切に執行されているものと認める。

令和 7 年 2 月 17 日

全国老人保健施設連盟

監事 平山登志夫



監事 川原丈貴

